



## ■その他

本年度のご依頼からホンダ学園として、関東校・関西校からのお願いを一本化を図ることといたしました。

取り組みの変化により、詳細に関するご不明点がございましたら、下記の各校の担当窓口まで、何なりとお問合せください。

### <問い合わせ窓口>

ホンダテクニカルカレッジ関東 学務室 寄付・協賛金担当：花輪

電話：049-264-0121 FAX：049-278-1190 MAIL：[n.hanawa@hondacollege.com](mailto:n.hanawa@hondacollege.com)

ホンダテクニカルカレッジ関西 学務室 寄付・協賛金担当：槇村

電話：072-366-9011 FAX：072-360-2230 MAIL：[a.makimura@hondacollege.com](mailto:a.makimura@hondacollege.com)

以上

## <ご参考資料>

### 寄付金に関する税制上の優遇措置について

#### ■法人が支出した寄付金について

法人様からのご寄付は、法人税制上の優遇措置が受けられます。

特定公益増進法人に対する寄付金は、その合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額が損金に算入されます。

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \text{〔特別損金算入限度額〕}$$

なお、特定公益増進法人に対する寄付金の額のうち上記の特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄付金に係る損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

<参考> 一般の寄付金の損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4} = \text{〔損金算入限度額〕}$$

寄付金の損金算入は、当学園が発行する「受領証」及び「特定公益増進法人証明書（写）」が必要となります。これらの書類は、寄付金の入金確認後に郵送いたします。

確定申告書にその金額を記載し、寄付金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

#### ■個人が支出した寄付金について

個人の方からのご寄付は、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

寄付金控除（所得控除）は次の算式で計算します。

$$\left( \text{その年中に支出した特定寄付金の額の合計額} \right) - (2 \text{ 千円}) = \text{（寄付金控除額）}$$

注：特定寄付金の合計額は総所得金額等の40%相当額が限度です。

寄付金控除（所得控除）には確定申告が必要となりますが、その際には本学園発行の「受領書」及び「特定公益増進法人証明書（写）」が必要となります。これらの書類は、寄付金の入金確認後に郵送いたします。

令和 年 月 日

## 寄付・協賛金申込書

学校法人ホンダ学園

ホンダ テクニカル カレッジ

関東校 校長 勝田 啓輔 宛

関西校 校長 五月女 浩 宛

私は、学校法人ホンダ学園 ホンダ テクニカル カレッジ 関東/関西に部・同好会活動費として、 寄付 ・ 協賛金 を申し込みます。

※貴社で希望がある場合は、下記にをお願いいたします(希望なしの場合、記載不要)

また、 関東校 ・ 関西校 での活動予算の執行を要望いたします

金 \_\_\_\_\_ 円也

振込予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

電話

\_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

氏名 (法人名)

ふりがな \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 印